

国民健康保険の加入者で、次の基準に該当する方は、家族の社会保険などの「被扶養者」に認定される場合があります。

被扶養者に認定されると、その方の国民健康保険税がかからなくなります。被扶養者に認定されても社会保険料は変わりませんので、該当する場合は勤務先で手続

国民健康保険事業運営の適正化にご協力をお願いします

市役所保険年金課(内線123)

▼問い合わせ先

届出は14日以内に

▼今後の納期限日

第5期：平成29年1月31日(火)  
第6期：平成29年3月31日(金)  
国保税の月割課税  
社会保険などを離脱すると、国民健康保険に加入することになります。加入した月から年度末の3月までが課税対象となり、届けた日以後の納期に割り振って国保税が課されます。

▼届出は14日以内に

届出が遅れると、少ない納期に割り振られ、1回当たりの納付額が高くなります。社会保険などを離脱した場合は、14日以内に届けてください。

お知らせします



平成28年分年末調整・青色申告決算説明会のお知らせ

◎年末調整説明会

▼とき

11月14日(月)

午後1時30分～3時20分

▼ところ

津島市文化会館 小ホール

◎青色申告決算説明会

(個人で青色申告の方)

▼とき

11月25日(金)

午前9時30分～11時30分

▼ところ

津島市文化会館 小ホール

○平成28年分所得税の青色申告決算書用紙の送付について

▼仮庁舎における配置

| 仮移転先        | 移転先配置                                                                                                                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 図書館棟(本庁舎棟南) | (1階) 宿直室<br>※保健センターは変更なし<br>(2階) 税務課 会計課<br>※図書館と図書館事務室は変更なし<br>(3階) 市民課 保険年金課<br>児童課 福祉課<br>介護高齢課 収納課<br>☎65-1111 FAX67-4011<br>※市民ホールは仮移転期間中、事務室となりますので、使用できません。                 |
| 十四山支所       | (1階) 副市長室 下水道課<br>土木課 都市計画課<br>農政課 商工観光課<br>環境課<br>(※地域市民課と地域福祉課は変更なし ☎52-2111)<br>(2階) 市長室 秘書企画課<br>総務課 危機管理課<br>庁舎建設準備室<br>(3階) 財政課 監査委員事務局<br>議場および議会事務局<br>☎65-1111 FAX52-3276 |
| 総合社会教育センター  | (1階) 学校教育課<br>☎65-1111 FAX67-0062<br>※生涯学習課は変更なし<br>☎65-0002 FAX65-1777                                                                                                            |

|                |         |
|----------------|---------|
| ・鍋田支所          | 68-8001 |
| ・総合福祉センター      | 65-8103 |
| ・総合社会教育センター    | 65-0002 |
| ・図書館           | 65-1117 |
| ・歴史民俗資料館       | 65-4355 |
| ・同報無線確認電話      | 65-8517 |
| ※臨時放送の確認ができます。 |         |
| (市外局番 0567)    |         |

※切取り線はお使いください

個人事業税第二期分の納税をお忘れなく！

個人事業税の第二期分の納期限は11月30日(水)です。

11月中旬に県から納付書をお送りしますので、次の方法で納付してください。

▼納付方法

・銀行、信金、農協、ゆうちょ銀行などの金融機関  
・コンビニエンスストア、MMK設置店 ※納付書の納付金額が30万円以下のものに限る。  
・県税事務所  
・Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM

・インターネット(愛知県県税専用支払ページ)でのクレジット・カードによる納付(1万円ごとに73円(消費税別)の決済手数料がかかる。)

国保税の納付をお忘れなく

国民健康保険は、世帯単位で加入するもので、国民健康保険税(国保税)の納税義務者は世帯主です。11月30日(水)は、国保税の第

▼ところ

保健センター(図書館棟1階)

▼対象者

弥富市国民健康保険加入中の40歳～74歳の方で、平成28年度に特定健診を受診された方

▼定員 25名

▼参加費 無料

▼内容

特定健康診査結果の見方の説明、生活習慣病予防の講話、個別相談

▼持ち物

保険証、特定健康診査の結果表、筆記用具

▼申込期限 11月18日(金)

▼申込方法

市役所保険年金課へお電話でお申し込みください。

▼問い合わせ先

市役所保険年金課(内線124)



10月に、第1回結果説明会が保健センターで実施されました。一人ひとりに合わせた生活習慣の振り返りも行いました。

11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度に対する理解を深めていただくた

▼問い合わせ先

市役所保険年金課(内線123)

▼被扶養者に認定された場合は必ず届けてください

社会保険などの被保険者に認定された場合は、国民健康保険証、勤務先の健康保険証、個人番号(マイナンバー)、印鑑を持参し、市役所保険年金課へ届けてください。

きをしてください。

適切な健康保険に加入することで、国民健康保険運営の適正化が図れますので、ご協力をお願いします。

▼被扶養者認定基準

①60歳以上で、年間収入が180万円未満で扶養者の年収の2分の1未満の方。

②60歳未満で、年間収入が130万円未満で扶養者の年収の2分の1未満の方。

③障害年金受給要件程度の障がい者で、年間収入が180万円未満で扶養者の年収の2分の1未満の方。

※扶養者が加入している保険によつては、認定基準が異なる場合がありますので詳しくは勤務先にお聞きください。

▼被扶養者に認定された場合は必ず届けてください

社会保険などの被保険者に認定された場合は、国民健康保険証、勤務先の健康保険証、個人番号(マイナンバー)、印鑑を持参し、市役所保険年金課へ届けてください。

▼問い合わせ先

市役所保険年金課(内線123)

弥富市国民健康保険特定健康診査「よくわかる!結果説明会」

年に1度の健康診査を受けたままにせず、健診結果を正しく読み取り、生活習慣の見直しに役立てていただくため、結果説明会を開催します。

▼とき

11月22日(火)

午後1時30分～3時30分頃(終了予定)